

消防法に基づく移送取扱所の変更許可申請に係る技術検討懇談会 開催要領

第1 目的

胆振管内チマイベツ川を横断する送油管橋は、消防法に基づく危険物取扱施設である「移送取扱所」として、昭和51年（1976年）8月、当該送油管橋を含む施設全体の設置許可を道から受けた事業者が、建設・管理しているもの。

今般、河川拡幅工事の実施予定に伴い、当該送油管橋の移転改築が必要となり、工事実施に当たり、事業者が消防法に基づく移送取扱所の変更許可申請を行うこととなったもの。

道としては、変更許可申請に係る処分決定に当たり、消防法第11条第2項の要件を満たしているか否か、学識経験者による専門的見地からの意見を聴取し、技術的観点からの検討を行う必要があることから、「消防法に基づく移送取扱所の変更許可申請に係る技術検討懇談会（以下「懇談会」という。）」を開催するもの。

第2 懇談事項

懇談会は、令和3年度内に2回程度開催し、次の事項について懇談する。

（第1回）

専用橋の安全性評価の観点

（第2回）

専用橋の安全性確保状況の確認

第3 構成

（1）懇談会は、5名以内で構成する。

（2）構成員は、専門領域や地域バランスを考慮し、学識経験者の中から危機管理監が選任する。

第4 運営

（1）懇談会は、必要に応じて危機管理監が招集し、主催する。

（2）懇談会の議事進行は、総務部危機対策局危機対策課にて行う。

（3）危機管理監が特に必要があると認めるときは、構成員以外の者に懇談会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

第5 その他

（1）懇談会の事務は、総務部危機対策局危機対策課において行う。

（2）この要領に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、危機管理監が定める。